## うるま市水道事業 障がい者活躍推進計画

| 機関名       | うるま市水道事業                        |
|-----------|---------------------------------|
| 任命権者      | うるま市水道事業 うるま市長                  |
| 計画期間      | 令和3年4月1日から令和5年3月31日(2年間)        |
| うるま市水道事業に | うるま市水道事業においては、令和3年3月に地方自治体の障がい  |
| おける障がい者雇用 | 者法定雇用率引き上げにともなって、積極的な障がい者の採用活動を |
| に関する課題    | 行い、法定雇用率を達成した。                  |
|           | 今後、障がい者である職員を含むすべての職員が働きやすい職場環  |
|           | 境づくりに取り組むことが必要である。              |

## 目標

| (1)採用に関する  | 障がい者である職員の雇用率について、当該年度6月1日時点の法   |
|------------|----------------------------------|
| 目標         | 定雇用率以上を目標とする。                    |
|            | 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理        |
| (2) 定着に関する | 不本意な離職者を極力生じさせないよう、障がい者である職員が安   |
| 目標         | 心して働ける環境づくり等を通じて職場定着を図ることを目標とす   |
|            | る。                               |
|            | 【評価方法】毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を基に、 |
|            | 前年度採用者の定着状況の把握・管理を行う。            |
|            |                                  |

## 取組内容

| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備             |  |  |
|---------------------------------|--|--|
| ① 障害者雇用推進者として水道総務課長を選任する。       |  |  |
| ② 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がいのあ |  |  |
| る職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。     |  |  |
| ① 障がい者が配属されている部署の職員を中心に、沖縄労働局等が |  |  |
| 開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案  |  |  |
| 内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に  |  |  |
| 限る。)                            |  |  |
|                                 |  |  |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出        |  |  |
| ① 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負 |  |  |
| 担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。      |  |  |
| ② 所属長と定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチン |  |  |
| グができているのか点検し、必要に応じて対策を検討する。     |  |  |
|                                 |  |  |
|                                 |  |  |

| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| (1)職務環境                     | <ul><li>① 新規に採用した障がい者については、人事評価面談等により必要な措置を講じる。</li><li>② 措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li></ul>  |  |
| (2) 募集・採用                   | <ul> <li>① 採用選考にあたり、障がい者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の積極的な採用に努める。</li> <li>② 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> |  |
| 4. その他                      |  |  |
|                             | ① 各関係法律に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。  |  |

※ 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が 使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原 則として平仮名で表記しています。